

加工食品の原料原産地表示制度

食品関連事業者の方々へ

表示の切り替えはお済みですか？

平成29年9月1日に食品表示法の食品表示基準が改正され、輸入品を除く全ての加工食品の一番多い原材料について原料原産地表示が義務付けられました。経過措置期間は令和4年3月31日までです。

➤なぜ加工食品の原料原産地表示が義務化されたの？

原材料調達先の多様化及び国際化に伴い、原料原産地表示が重要視されるようになったことや、加工食品に表示されている産地が原料の原産地なのか、製造地なのか明確でないといった消費者の意見を反映して、加工食品の原料原産地表示が義務化されました。



➤原料原産地表示制度の対象となる食品

原則として国内で製造し、又は加工した全ての加工食品が原料原産地表示制度の対象となります。なお、レストランなどの外食、販売する店舗で調理された食品及び輸入した加工食品などは対象外です。輸入品については、その商品がどの国から輸入されたものかを示す「原産国名」を表示します。

➤加工食品の原料原産地はどのように表示するの？

一番多い原材料（最初に記載される原材料）について、原料原産地の表示が必要になります。

①一番多い原材料が生鮮食品の場合

名称 ウィンナーソーセージ
原材料名 豚肉（国産）、豚脂肪、…

一番多い原材料の産地を表示 「〇〇産」

②一番多い原材料が加工食品の場合

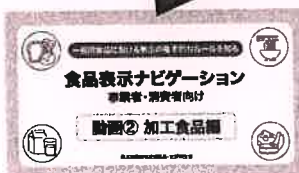
名称 ビスケット
原材料名 小麦粉（国内製造）、砂糖、…

一番多い原材料の製造地を表示 「〇〇製造」

※加工食品である小麦粉が国内で製造されたことを意味します。小麦の産地が「国産」であるという意味ではありません。

➤食品表示についての説明はこちらを御覧ください

動画で解説します
(+sulunosで配信中)



PDFで基本的なルールから解説します



手引き前半



手引き後半



問い合わせ先：〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県健康福祉部食品・生活衛生課 食品安全推進室
TEL：027-226-2421 FAX：027-243-3426 電子メール：shokuseika@pref.gunma.lg.jp